



アスベスト使用工作物の規制で細則整備 環境省

環境省では、大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正を検討しており、この案について内容を公表し、平成 18 年 7 月 25 日まで意見募集を行っています。改正の内容は下記の通りです。

(1) 大気汚染防止法施行令の一部改正

特定建築材料(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材)の除去等を伴う解体、改造及び補修作業において、大気環境への石綿の飛散防止対策の対象となる「建築物」を「建築物その他工作物」と改正する。同様に、都道府県等が行うことのできる報告の徴収及び立入検査の対象となる「建築物」にその他の工作物を追加し、「建築物その他工作物」とする。

(2) 大気汚染防止法施行規則の一部改正

特定粉じん排出等作業の実施の届出書及び立入検査の際に必要な身分証明書の様式を、工作物にも対応した様式に改正する。また、その他の工作物の解体等の作業に係る作業基準については、建築物の解体等の作業に係る作業基準の内容と同様とするほか、所要の改正を行う。

これらの改正内容の施行は平成 18 年 10 月 1 日を予定としています。

当社では、大気汚染防止法に基づくアスベストの分析ができます。また建材(吹き付け材含む)の分析も実施しておりますので、是非ご依頼ください。

資料 2006 年 6 月 26 日付 環境省 HP、EIC ネット
環境分析箇所 小林正幸

臨時休業について(お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり臨時休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承いただきお願い申し上げます。

臨時休業 8 月 14 日(月)

有害大気汚染 4 物質の指針値案

中央環境審議会大気環境部会は、有害大気汚染物質の健康リスク低減のための指針値設定手順の一部を改める「指針値算出の具体的手順の一部改定について」と、4 物質の具体的な指針値設定を行った「アセトアルデヒド、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンに係る健康リスク評価について」の 2 案についてとりまとめ、18 年 7 月 11 日まで意見募集を行っています。

大気汚染に関する優先取組を行っている 22 物質のうち測定可能で環境基準や指針値の設定されていない 11 物質に関して、健康リスク低減を図るため指針値を審議していました。その結果 4 物質の指針値として、アセトアルデヒド:48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、クロロホルム:18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1,2-ジクロロエタン:1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1,3-ブタジエン:2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ が示されています。

「指針値算出の具体的手順の一部改正について」では、(1) 指針値と有害性に係る評価値の見直し、(2) 発ガン性について閾値がないと判断される場合の有害性に係る評価値の具体的算出方法に関する記述の明確化、(3) 発ガン性及び発ガン性以外の有害性にかかる評価値がともに算出可能な場合の「有害性に係る評価値」の具体的算出方法に関する記述の明確化、の 3 点が示されています。

当社では、今回指針値として示された 4 物質を含めた有害大気汚染物質の測定を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2006 年 6 月 12 日付 環境省 HP、EIC ネット
機器分析箇所 金子圭介

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. アスベストによる労災請求件数前年比 8.5 倍に
2. REACH についての共同声明 日・米など
3. 土壌汚染対策、優良事業者に認証
4. アスベスト廃棄物処理施設に関する規定整備
5. ポジティブリスト対応で減農薬・飛散軽減に注力
6. 浚渫土砂の海洋投入・有効利用に関する技術指針 環境省
7. 第6次総量規制設定方法の報告案について 環境省



今すぐ、結果が知りたい! と思った事ありませんか? 業界初新サービス、しかも無料!

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。